# **当**

## (追加提出議案)

## 令和5年9月定例会

議案番号	件名
議案第64号	箱根町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年10月3日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

### (提案理由)

町長の附属機関として、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に基づき実施する予防接種による健康被害について調査審議する箱根町予防接種健康被害調査委員会を設置するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

#### 箱根町附属機関設置条例の一部を改正する条例

箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第 17 号)の一部を次のように 改正する。

別表町長の部箱根町自殺対策計画策定委員会の項の次に次のように加える。

箱根町予防接種健康	予防接種による健康被害について調査	7人以内
被害調査委員会	審議すること。	

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年箱根町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。
  - 第1条中第47号を第48号とし、第35号から第46号までを1号ずつ繰り下げ、第34号の次に次の1号を加える。
    - (35) 箱根町予防接種健康被害調査委員会委員

別表第1箱根町自殺対策計画策定委員会委員の項の次に次のように加える。

箱根町予防接種健康被害調査委員会委員 │同 30,000 円以内